

令和2年第3回砂川市議会定例会

令和2年9月7日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 8号 普通財産の無償譲渡について
- 日程第 7 議案第 12号 市道路線の変更及び認定について
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算
〔予算審査特別委員会〕
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
小黒 弘議員
中道 博武議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 9月 7日
至 9月11日 5日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 8号 普通財産の無償譲渡について

- 日程第 7 議案第 12 号 市道路線の変更及び認定について
 議案第 1 号 令和 2 年度砂川市一般会計補正予算
 議案第 2 号 令和 2 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
 議案第 3 号 令和 2 年度砂川市介護保険特別会計補正予算
 議案第 4 号 令和 2 年度砂川市病院事業会計補正予算
 [予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	高 田 浩 子 君
飯 澤 明 彦 君	増 井 浩 一 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長兼会計管理者	熊 崎 一 弘
市民部長	峯 田 和 興
保健福祉部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博

病院事務局次長	山田	基
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	東	正人
政策調整課長	井上	守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原	希之
------	----	----

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	譲
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎	一弘
-------------	----	----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士	勇治
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉	肇
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	山崎	敏彦
事務局係長	斉藤	亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和2年第3回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黒弘議員及び中道博武議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月11日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は5日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

5ページ、総務部市長公室課の関係では、2点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組を支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」について、コミュニティ施設の維持管理のための光熱水費や負担金を補助対象経費としたほか、事業割の上限額を3万円から4万円とするなど、内容を拡充したところであります。また、補助金の申請を5月29日まで受け付けたところ、86町内会のうち84町内会より申請があったところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、2点目のJR砂川駅東口整備期成会について、8月6日、砂川駅東口の整備を目的としたJR砂川駅東口整備期成会の設立総会を開催し、役員を選出や要望書について協議したところであります。また、9月1日、北海道旅客鉄

道株式会社本社を訪問し、要望書を提出したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、6点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、7月10日、13日、22日に砂川市内において街頭啓発を実施したところであります。

次に、7点目の交通事故死ゼロの表彰について、8月14日、平成29年11月17日の死亡事故発生から交通事故死ゼロ1,000日を達成し、北海道交通安全推進委員会より表彰を受けたところであります。

次に、14ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議について、6月26日、砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議を開催し、情報共有を図るとともに、北海道コロナ通知システムの取扱い等について協議したところであります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目のチーム“SUNAGAWA” 団結オンラインセミナーについて、6月19日、地域交流センターゆうにおいて、一般社団法人地球MD代表理事の山本聖氏を総合コーディネーター、株式会社エンタトニック代表取締役の安藤寛之氏を講師に迎え、SNSの活用をテーマにセミナーを開催し、オンラインでは36人、地域交流センターゆうでは13人、合計49人の参加があったところであります。

次に、17ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、各農作物は順調に生育しており、水稻の直播は出穂がそろっているところであります。

次に、19ページ、建設部土木課の関係では、5点目の都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に向けた市民アンケート調査について、7月15日から8月7日にわたり、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定の基礎資料とするため、18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施し、1,500名中、538名(35.9%)の回答を得たところであります。

次に、20ページ、建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は39件、853万円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は11件、471万2,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は3件、47万9,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は10件、355万2,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、21ページ、7点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は5件、50万円、(2)同居近居促進補助金は4件、40万円、(3)子育て支援補助金は6件、120万円、(4)移住促進補助金は5件、100万円をそれぞれ交付したところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の小・中学校の夏季・冬季休業日の変更について、臨時休業による授業時数を確保するため、夏・冬休みを短縮し、10日間程度の登校日を設定することとし、夏休みにおいては5日間の登校日を設け、冬休みの登校日については今後の状況を踏まえ、2学期中に決定することとしました。

次に、3点目の北海道実践的安全教育モデル構築事業について、北海道から交通安全教育モデル地域の指定を受け、7月30日に事業推進に関わる「第1回砂川市実践委員会」を開催しました。今後は、通学路安全マップ(仮称)を作成するなど、交通安全教育に取り組むこととしております。

次に、4点目の砂川高校の説明会について、7月17日に石山中学校で、8月1日に砂川中学校において3年生を対象に砂川高校による単位制の特色、学校行事、部活動の状況等の紹介がされ、市からは支援制度の説明を行いました。

次に、5点目の第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、7月30日、滝川市において開催され、北海道教育委員会より令和3年度から5年度までの配置計画案に関して説明を受けました。

次に、2ページ、6点目の砂川高校の3間口確保を求める要望行動について、令和2年度の入学者数の状況から間口が2間口となったため、来年度の3間口確保を求め、砂川市長、砂川市議会議長及び砂川市教育長の連名による要望書並びに砂川高校PTA会長、砂川高校同窓会会長、砂川市PTA連合会会長、砂川・石山中学校PTA会長、砂川市町内会連合会会長、砂川市社会福祉協議会会長、砂川商工会議所会頭及び砂川建設協会会長の連名による請願書を8月11日に北海道教育委員会教育長へ手渡し、要望いたしました。

次に、社会教育課所管では、1点目の春のあいさつ運動について、6月26日、強調週間として街宣車3台による呼びかけ活動を行いました。

次に、3点目の令和2年度善行青少年表彰状授与式について、7月2日、公民館において砂川市青少年問題協議会から、地域行事への参加や定期演奏会の公開等を実施している砂川小学校ウインズアンサンブルと砂川中学校吹奏楽部に対して、青少年の模範となる活動を続けている功績をたたえ、表彰状を授与しました。

次に、3ページ、公民館所管では、1点目の(1)郷土資料室特別展「私たちの学び舎」について6月6日から28日に公民館で実施し、市内小中学校・高校、幼稚園等の古い校舎と学校行事の写真、当時使用していた教科書やかばんなど141点の展示と学校行

事を撮影した映像資料の上映を行い、137人が来場しました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第7号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第7号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、小中学校GIGAスクール情報端末機器を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

財産の種類でございます。小中学校GIGAスクール情報端末機器一式であります。

設置場所は、市内各小中学校7校であります。

契約金額は、5,980万2,732円であります。

契約の相手方は、札幌市北区北7条西2丁目8番地1、リコージャパン株式会社販売事業本部北海道支社公共営業部部长、宇野暢智氏であります。

なお、取得いたしますタブレット端末は、小学校605台、中学校370台、合計975台であり、3ページには議案7号参考資料といたしまして小中学校GIGAスクール情報端末機器整備概要を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第8号 普通財産の無償譲渡について

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第8号 普通財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第8号 普通財産の無償譲渡についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、本件建物は富平小学校閉校に伴い、地域の要望を受けて建設したものでありますが、今般譲渡の環境が整ったため、砂川市富平町内会に対し、町内会共同目的の用に供するものとして無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、無償譲渡する普通財産の概要であります。無償譲渡物件、富平地区コミュニティセンター、建物の所在地、砂川市富平154番地2、建物構造、木造平家建て、床面積160.65平方メートルであります。

2、無償譲渡の相手方でございます。砂川市富平195番地、砂川市富平町内会会長、中村吉宏氏であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) この議案は地方自治法による議決案件ということなので、若干質疑をさせていただきます。

まず、1点目なのですけれども、富平地区のコミュニティセンターを建設するに至るまでの経過ということをお伺いすると、それから当時どのくらいの建設費をかけて建設したものなのかということをお伺いしたいと思います。

2点目には、提案の理由の中に譲渡の環境が整ったためとあるわけなのですけれども、その意味についてをお伺いいたします。

最後に3点目なのですけれども、今回無償譲渡するのは建物なのですけれども、この土地についてはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) それでは、3点ほどご質疑ございました。

まず、建設に至るまでの経過でございます。富平地区コミュニティセンターにつきましては、富平小学校と空知太小学校が統合に伴いまして、地域の要望から建設したものでござ

ざいます。当時小学校自体が地域のコミュニティという部分の役割があった中で、小学校を廃校するに当たってそういう地域からの要望があったということでございます。それで、金額につきましては当時の金額で総額費用2,008万5,000円でございます。そのうち約半分は宝くじ助成金ということで1,000万円ほど助成を受けての建築でございました。

次に、環境が整ったという部門の詳しい内容ということでございます。建築当時から約束事として無償譲渡しながらというお話もあったそうでございますけれども、町内会が会館を所有するに当たっては、各地域の町内会もそうですけれども、壊す際の経費がかかったり、維持管理はもともと今でも富平町内会さんが経費負担しているわけなのですけれども、壊す段階で相当金額がかかると、そういうリスクがあるのだというところでなかなか譲渡に至らなかったわけですけれども、町内会が所有する町内会館につきまして今年度から撤去に当たっては全額市費で行いますという制度を設計したものですから、そういうことがあれば、永久的に持つのではなくて、老朽化して持てなくなった段階で壊す費用が自治体で持っていただけるのであれば自己負担が少ないという地域でのお話があったと聞いておりますけれども、そういう部分を含めて環境が整ったので、今回譲渡することに至ったところでございます。本来であれば10年、20年というくくりの中ですべきだったのかと思いますけれども、事後の経費の負担というのが町内会でどの程度やれるかという判断の中ではなかなか無償譲渡を受けるような状況にはなっていないかったということでございます。

それから、3点目の土地の関係でございます。建物については今回無償譲渡いたしますけれども、土地は今までどおり砂川市の所有として所有地のまま無償貸与ということで貸付けをしていきたいと思っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 経過については分かって、小学校が統合するということで、地域の皆さんが集まるような場所が欲しいという話だったのだらうと思うのですけれども、私も現地に行ってきたのですが、平家建てのなかなか立派な建物で、統合時ということになるわけですから、平成元年なのだらうと思うのです。ちょうど30年を過ぎたぐらいの建物ということなのですけれども、地方自治法には地方公共団体の財産は適正な対価なくしては譲渡もしくは貸付けをしてはならないという取決めがありまして、ただ、議会の議決を得ればということで、今回の議決になるわけだと思うのですけれども、適正な対価ということなのですが、無償譲渡ということは適正な対価が全くないという状態の譲渡、ただであげるということになるわけですけれども、普通でいくと、今までが公共の建物だったわけですから、適正な対価ということをどう考えるかということなのですけれども、まずこの辺のところを、果たしてゼロでよかったのかどうなのかということをどのように考えられて今回の決定に至ってきたのかということをまず1点目として伺いますのと、これまで

市の施設で、今のご答弁でいうと富平町内会が維持管理をこれまでもされてきたということだと思っております。コミュニティセンターとあるわけで、なかなか紛らわしいと思うのは、私の近所にも東地区コミュニティセンターがあって、南北にもコミュニティセンターがあるのです。それぞれ条例を持っていて、条例の中で指定管理者を定めているという状況なのですけれども、同じ富平のコミュニティセンターという名前であっても、ここはそういう条例をつくってとかということではなく、町内会館のような状況の中で地元の町内会が維持管理をされてきたという状況なのだろうと思うのですけれども、そこはそれでよろしいのかどうかです。

普通コミュニティセンターというと、うちの東地区のコミュニティセンターもそうなのですが、基本は市の建物ですから、大規模な改修とか、そういう修繕に関しては市が負担をしてくれて、小さなものというのは維持管理をしている指定管理者がすることになるわけなのですが、今後富平地区のコミュニティセンターは、無償譲渡をされた後どんな市の関わりというのが出てくるものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、適正な価格の部分でございます。建物でございますので、老朽化しながらということを考えれば、当然当時建てた金額からどんどん減価しながら数字というのは落ちるものだと思います。一般的には耐用年数で建築年を割るとかという方法が既存の残存価格という表現をするのが適正でないかとは思っているのですけれども、今回につきましては先ほど説明したように、無償譲渡したいということで議決をいただきたいということでございますので、具体的な金額が幾ら幾らあったのがゼロになりましたということではないということではご理解はいただけるものではないかと思っております。けれども、一般的にはそういう木造の建物で集会施設であれば何十年という年数があるはずですので、それを逆算していくと金額というのは出るのではないかと思っております。ただ、今回の無償のお話については、他のコミュニティセンターと別で、建てた経過から町内会的なものということで、市全体のコミュニティ施設という位置づけではなくて、富平地区の方が使うというところで建築していますので、行政財産ではなくて普通財産という扱いで管理していたところでございます。

それから、これまでの町内会の兼ね合いですけれども、維持管理は富平地区の町内会が全て経費負担をしておりますし、通常コミュニティセンター大規模修繕は市のほうでやっているのですけれども、ここの地区に関しましては屋根、壁の張り替え、塗装等についても自費で100%自己負担でやっていたところでございます。

それから、これ以降の関わりでございますけれども、今度は町内会館ということで町内会がお持ちになる不動産になりますので、他の町内会館と同じく、大規模修繕等があれば申請に基づきまして市の補助金3分の2を出すという形で今後は維持管理をしていただけますし、また今年から少し町内会に対するコミュニティ助成、町内会の経費についても見

られるようになりましてので、そちらの補助金も活用しながら町内会で運営していただけるものと思っておりますのでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号 市道路線の変更及び認定について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第12号 市道路線の変更及び認定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第12号 市道路線の変更及び認定についてご説明申し上げます。

初めに、市道路線の変更につきましては、路線名は緑ヶ丘4号通りであり、東1線改良舗装工事及び下吉野橋架け替え工事による道路縦断、勾配等の変更に伴い、東1線と緑ヶ丘4号通りとの交差点部分に高低差が生じ、車両等の通行に支障を来すことから、交差点接続位置の変更を伴う路線の変更を行うものであり、終点位置を変更し、路線の延長を237.5メートルから236.2メートルに変更するものであります。

続きまして、市道認定につきましては、路線名は緑ヶ丘1条北通り及び緑ヶ丘4号北通りの2路線であり、緑ヶ丘4号通りの路線変更に伴う旧路線及び地域住民の通行を確保するための路線について新規認定を行うものであります。緑ヶ丘1条北通りにつきましては、

起点を緑ヶ丘4号通り、終点を緑ヶ丘4号北通りとし、路線の延長を29.9メートルとするものであります。また、緑ヶ丘4号北通りにつきましては、起点を緑ヶ丘4号通り、終点を東1線とし、路線の延長を131.4メートルとするものであります。

附属説明資料といたしまして変更及び認定路線の図面を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,762万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185億5,820万円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更であります。5ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債で9,650万円を補正し、補正後の限度額を41億8,580万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明欄に頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費6,743万7,000円の補正は、財政調整基金の積立てであり、財源調整によるものでございます。

同じく11目情報化推進費で一つ丸、情報化推進に要する経費2億2,740万円の補正は、光ファイバー整備計画作成委託料2,134万円、光ファイバー整備工事費1億7,600万円、光ファイバー整備事業負担金3,006万円は、地域間の情報通信格差を解消するため、富平、一の沢、北光、袋地などの光ファイバー未整備地域に国の高度無線環境整備推進事業補助金及び地方創生臨時交付金などを活用し、公設民営での光ファイバーを整備するとともに、負担金として電柱添架料等を負担するものであります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費264万9,000円の補正は、住民基本台帳システム改修委託料であり、住民基本台帳法の一部改正により国外転出者のマイナンバーカード等の利用を可能とするため、新たに構築される戸籍附票ネットワークとの接続を行うために必要となる住民基本台帳システムの改修を行うための委託料であります。

次に、22ページ、3款民生費、1項7目国民年金費で一つ丸、国民年金事務に要する経費38万7,000円の補正は、システム改修委託料であり、年金生活者支援給付金の支給対象者の所得情報について基礎年金番号による介護保険等特別徴収者の突合やマイナ

ンバーを利用した同一世帯における住民登録外課税者情報の提供を行うことができるよう、年金生活者支援給付金に係るシステムの改修を行うための委託料であります。

同じく 8 目ふれあいセンター費で一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費 33 万円の補正は、修繕料であり、8 月 7 日の強風によりふれあいセンター屋上の煙突が損傷したことから、修繕するものであります。

次に、同じく 2 項 3 目子ども発達支援費で一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費 38 万円の補正は、備品購入費 35 万 5,000 円は新型コロナウイルス感染症対策として通所児童の療育指導に必要な長テーブルやトランポリンの購入費であり、その他の経費 2 万 5,000 円は飛沫防止パーティションを購入するものであります。

同じく 5 目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費 137 万 7,000 円の補正で、消耗品費 70 万 1,000 円は新型コロナウイルス感染症対策として消毒液等の消耗品を購入するものであり、備品購入費 67 万 6,000 円は保育活動に必要な遊具等の備品を購入するものであります。

次に、24 ページ、4 款衛生費、1 項 2 目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費 110 万 9,000 円の補正は、予防接種委託料であり、予防接種法施行令の改正により 10 月 1 日からロタウイルス感染症の予防接種が定期接種となることから、令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた新生児に定期予防接種を実施するものであります。

同じく 3 目母子保健費で二重丸、新生児聴覚検査に要する経費 44 万 9,000 円の補正は、聴覚検査委託料 44 万円は聴覚障害の早期発見、早期療養を図るため、10 月 1 日以降に医療機関において新生児聴覚検査を受けた場合の費用の一部を公費負担するもので、北海道と北海道医師会等との協定が締結されたことなど検査体制が整ったことから、この協定に加わり、新生児聴覚検査を実施する委託料であり、その他の経費 9,000 円は消耗品費であります。

次に、26 ページ、7 款商工費、1 項 1 目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費 271 万 2,000 円の補正は、中小企業等振興補助金として砂川市中小企業等振興条例に基づき、新たに空き建築物を活用して飲食店、小売店を開業した 2 事業者に対して改装に要する経費の一部を補助するとともに、及び特定創業支援事業の証明を受けた新規創業した 1 事業者に対し持続可能な経営に向けた支援を行うため、経営計画に基づく販路拡大及び売上げ拡大のために行う事業に要する経費の一部を補助するものであります。

次に、28 ページ、8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費 784 万 8,000 円の補正は、修繕料であり、8 月 7 日の強風により倒木した街路樹等の処理及び転倒した街路灯用分電盤の修理、さらに災害の未然防止のため、砂川中学校西側の市道南吉野 3 条通りのポプラの伐採及びカラマツの剪定を行うものであります。

同じく 3 項 1 目河川費で二重丸、護岸改修事業費 2,752 万 2,000 円の補正は、

普通河川の駄馬の沢川、樋口川、奈江豊平川の3河川において護岸ブロック等の経年劣化等により破損しているため、農地や道路の利用に影響を及ぼすため、護岸改修工事を行うものであります。

おなじく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費152万4,000円の補正は、修繕料であり、8月7日の強風により倒木した北光公園内及びパークゴルフ場石狩川コース内の樹木の処理を行うものであります。

次に、30ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費5万4,000円の補正及び同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費36万9,000円の補正は、修繕料であり、それぞれ8月7日の強風被害の対応として学校敷地内の倒木の処理及び倒木の危険性のある樹木を撤去するものであります。

同じく4項3目図書館費で一つ丸、図書館の運営管理に要する経費の206万8,000円の補正は、修繕料であり、8月7日の強風被害の対応として、図書館地下車庫シャッターが破損したことから、修繕するものであります。

次に、32ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金2,400万6,000円の補正は、令和元年度国、道支出金の事業費確定による精算であり、生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返還金など国庫負担金返還金1,395万円、子ども・子育て支援事業費国庫補助金返還金など国庫補助金返還金287万1,000円、自立支援給付費等道費負担金返還金など道費負担金返還金718万5,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明を申し上げます。15款国庫支出金で1億6,143万6,000円の補正は、社会保障・税番号制度システム整備費に係る社会保障・税番号活用推進費、地方創生臨時交付金事業費、高度無線環境整備推進事業費の無線システム普及支援事業費に係る補助金及び年金生活者支援給付金支援事業費の国民年金事務費の委託金であります。

16款道支出金で175万7,000円の補正は、社会福祉施設等感染症対策支援事業費に係る児童福祉費補助金であります。

19款繰入金で2億4,902万7,000円の減額は、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

20款繰越金で3億5,695万5,000円の補正は、令和元年度決算による前年度繰越金であります。

22款市債で9,650万円の補正は、過疎対策事業債で光ファイバー整備事業に係る光ファイバー整備事業債及び護岸改修事業の緊急自然災害防止対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、34ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よ

ろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） それでは、私から議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,801万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,165万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。7款基金積立金、1項1目基金積立金で5,223万5,000円の補正は、国保基金積立金で、歳入と歳出の差引きを財源調整により積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。9款諸支出金、1項4目保険給付費等交付金精算返還金1,577万7,000円の補正は、令和元年度に交付された保険給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。6款繰越金で6,801万2,000円の補正は、令和元年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,369万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,538万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で2,115万1,000円の補正は、過年度分として精算交付される国庫支出金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で1,254万7,000円の補正は、過年度分の保険料還付未済金6万7,000円及び国、北海道、支払基金から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金1,248万円であり、それぞれ今年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明をさせていただきます。3款国庫支出金で2,115万1,000円の補正は、令和元年度介護給付費負担金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で1,254万7,000円の補正は、令和元年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） それでは、私から議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第2号とするものであります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、収益的収入で2億4,690万円増額し、収入の総額を148億7,947万7,000円、収益的支出で収入と同額の2億4,690万円増額し、支出の総額を150億7,972万8,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。収益的収入であります。5項特別利益、3目その他特別利益で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業費として2億4,690万円増額するものであります。

4ページをお開き願います。収益的支出であります。5項特別損失、3目その他特別損失で新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業により、当院で勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金給付として2億4,690万円増額するものであります。

6ページから9ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、総括質疑をさせていただきます。

今年の夏は、新型コロナウイルス感染が再拡大するというこれまでとは全く異なる状況になっています。市民の方々は、テレビやネットからの情報に振り回され、国や道の方針が日々変化していく中で、どこで感染するのか分からないという不安な毎日を過ごしています。今回の補正予算ですけれども、光ファイバー整備について補正予算を計上してまで事業実施する理由について伺いたいのと、続きまして議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算について、まず砂川市立病院の皆様、医療従事者の皆様、コロナ禍の下、残暑が続く中での大奮闘、心からの敬意と感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業費について先ほど説明がありましたけれども、対象の方々について伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 光ファイバー整備事業を実施する理由についてということでございます。これまで市内における光ファイバーの整備状況につきましては、市民や企業などの需要の見込みから、通信事業者が市街地や住宅密集地などを中心に平成19年2月から順次整備がされてきているところでございます。今回本市が整備しよういたします富平、一の沢、北光、袋地、西豊沼などの地域は、距離など条件が不利であるため、整備に係る費用が多額となり、また一方利用件数が少ないなど、市街地ほどの収入が見込めないことから、民間通信事業者では将来的にも整備が見込まれない状況であるとされているところでございます。このような状況の中、国では新型コロナウイルス感染症対策を進めるためにはテレワークやオンライン会議などに必要な情報通信基盤の整備が急務であるということから、全国的な光ファイバーなどの整備方針を2年度前倒し、併せて全国には光ファイバーの未整備地域が点在することを踏まえて、令和3年度末までに市町村が希望する全地域で光ファイバーの整備ができるよう、国の令和2年度第二次補正予算で高度無線環境推進整備事業の事業費を増額したところでございます。この事業においては、国の補助事業等の地方負担分について地方創生臨時交付金が充当されたものでございます。本市といたしましても国の動向や近年の情報通信の急速な進歩による情報通信基盤の整備が必要であること、現時点では光ファイバーが最も安定的で高度、大容量の通信インフラ整備だと考え、市内の光ファイバー未整備地域の解消のため、国の補助金及び地方創生臨時交付金を活用し、光ファイバーを整備するものでございます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) それでは、私から、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の対象の方々ということでございますが、ご答弁を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金につきましては、北海道新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業の医療分に係る慰労金として北海道が新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、道などから役割を設定された医療機関等

に勤務し、患者と接する医療従事者等に対し給付するものであり、慰労金の給付を受けようとする場合には原則として医療機関などが対象となる医療従事者から委任状を受けて代理申請、受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとするとしていることから、予算計上したものであります。

ご質問の対象の方々ということでございますが、まず対象要件についてでございますが、医療機関内で従事し、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者と接する、または接する可能性がある業務を行い、継続して提供することが必要な業務に従事している者であります。従事機関として、北海道で感染症患者1例目が発症した日、本年1月28日から本年6月30日までの間に10日以上勤務した者が給付の対象要件となります。給付額につきましては、医療機関等の役割や感染症患者の受入れ状況等により3区分に分けられております。1つ目は北海道から役割を設定され、かつ実際に感染症患者を受け入れた医療機関を重点医療機関として1人20万円、2つ目は疑似症患者を受け入れた医療機関を協力医療機関として1人10万円、3つ目はその他の医療機関として1人5万円となっており、当院は重点医療機関に指定されていることから、職種等を問わず、1人20万円が給付されることとなっております。ただし、従事期間が10日以上ある場合であっても、産前産後休暇でありますとか育児休暇等により対象要件を満たさない場合には1人10万円となっております。

次に、給付対象者についてでございますが、会計年度任用職員を含む職員は1,020名、短期出張医師10名、委託業者等205名の合計1,235名が給付対象者となります。なお、国から発出されているQ&Aに基づき、附属看護専門学校や院内保育所の職員、またレストランや売店など賃貸借事業者の職員については給付対象外となっております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 説明をしていただきました。光ファイバーについては、国の補助事業で2年前倒しというお答えでありましたけれども、今光ファイバーを地方創生交付金も使われるようですけれども、まず先に企業支援や打撃を受けている低所得者、そして休業していても毎日不安を抱えながら仕事をしていた方々に支援を回すべきではないか。それよりもどうしても先にする必要のあるのかについてもう一度伺いたいのと、病院についてですけれども、給付対象者と対象にならない方ということで先ほど説明がありましたけれども、給付対象者になる職員については分かったのですけれども、給付対象者の委託しているような業者がいろいろ、受付とか、お掃除とか、あと警備とかいろいろあるかと思うのですけれども、そういう方々についての対象となる方々についてまず伺います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今回光ファイバー整備するに当たって、今ほどのコロナ禍における大変な企業ですとか低所得者という部分のお話もございました。こちら辺については、4月以降毎月にわたって臨時議会等をやりながら、低所得者、一般市民の方々、それから

各企業に対する支援というのは、十分かどうかは分かりませんが、今やれる範囲でやらせていただいているものでございます。今回の光ファイバーにつきましては、総額予算2億2,740万円という金額的には大きいものでございますけれども、この金額の内訳的には、先ほども申しましたけれども、国の補助金、高度無線環境整備推進事業ということで8,800万円の補助金が出ます。あわせて、これの地方創生臨時交付金ということで7,040万円、これも国の補助金としてありまして、合計すると1億5,840万円、これはコロナ対策の地域における光ファイバー網を全国的に広げるのだという予算組みの中で国が二次補正で補正したものでございます。

それで、今回1億5,840万円という金額がまずは国のお金として使えると、そして残り6,900万円なのですけれども、これが今回特別にという言い方がどうか分かりませんが、過疎対策事業債の該当する事業と認められましたので、これについては約7,000万円過疎債を借りますけれども、事後7割は地方財政措置がありますので、実質3割の負担だということで、約2,000万円ぐらいの負担になるのではないかとということで、今年度に関する一般財源でコロナ対策に使うお金はないということでございますので、その辺はお金の使い道としては今国でこうやってやってくれる部分に使うことが今光の入っていない地域の方にとっては非常に有益だということで、今回補正予算という形でございますけれども、国も補正予算でしたので、この9月の予算で計上させていただいたということでございまして、市で行う新型コロナウイルス感染対策に影響は及ぼさないということをご理解を頂戴したいと思っております。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 給付になる委託業者、先ほど205名という全体の数字しか申し上げませんでしたので、その内訳ということかと思いますが、例えば院内の警備だとか清掃、電話交換とかをしている株式会社北斗の方々76名ほどいらっしゃいますが、その人方は全て対象と考えておりますし、受付とかをやられているニチイ学館の方々68名いますが、そこも全員対象、給食の配膳、下膳、洗浄をお願いしている豊商事であるとか、院内の物流のSPDをお願いしているほくやくさんであるとか、ボランティア4名を含めていろいろな業務を委託している方がいるのですが、それらを合わせて205名分ということでありまして。なお、先ほど賃貸借の方が対象外ということで、そこも一くくりに申し上げましたので、具体的に申しますと、院内でいきますとレストランをやっている方々、売店、理容室、それと院外ファクスの方がいらっしゃいますが、それらの方々が国のQ&Aによって対象外ですということになっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 まず、光ファイバーについてですけれども、整備が整っていない地域に対して行うということでありまして。今後もほかにまだまだ支援を必要とされているところがたくさんありますので、また支援が行き渡るように考えていただきたいと思います。

す。

そして、病院についてですけれども、先ほどのお話によりますと対象とならない方ということで、大きく言うと売店とかレストランとか、理容室、院外薬局等、ほかにもありますけれども、道のほうでは対象にならないというお話でした。そういう方々も日々毎日不安を抱えながら職に就いていたと思うのです。そういう対象にならない方々に対して砂川市として上乘せというか、市の策として対象にならない方に支援をする考えについて市長に伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 市独自の支給ということでございますが、今病院事業会計の補正予算の審議をしておりますので、病院独自の支給という意味合いもあるのかと思いますので、私からご答弁をさせていただきますが、今回の慰労金につきましては新型コロナに伴う医療関連の支援の一環として国の第二次補正予算に盛り込まれている事業であります。先ほども答弁いたしました、国から示されている取扱い、あるいはQ&Aに沿って円滑に速やかに支給したいと私たちは考えております。例えば先ほど申しましたが、当院の看護学校の職員であるとか、当院の職員でありながらも実は支給の対象にならないという者もいます。そういったことを考えると、国のQ&Aで明確に支給外となっている者に、当院の職員ですら当たらない人がいる中で病院独自にそこにプラスアルファして支給するという考えは今のところございません。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私からお答えというか、病院の関係に限ると私ではなくて病院のほうでお話をするのが本来の筋でございますけれども、もともとこの制度自体はいかに限られた予算、国から与えられたメニューの中でどこに優先的に充てるかというのが一番自治体が困っていることで、病院当局につきましても一番必要とするところに充てていったと。これ以外でやるとしたら、もう国のお金はないですから、市の単費で病院の会計の中から支出しなければならないと。ところが、議員もご承知のとおり、今回のコロナ、砂川市は第2種の感染症指定病院ですから、何人かの患者さんが入っておられたことがあると。それによって病院に来る一般の方の通院される人数が大きく減って、3月から1億円ほど毎月収益が落ちていると。その厳しい状況の中で、今行政も一緒になって国の厚労省なり総務省のほうに引き受けたところに対してもっと支援をしてくれないかと、病院自体がすごく大きな赤字になる状況を今迎えているわけございまして、その中で出すにも限度があるということもご理解いただきたいと思います。言われていることは分かりますけれども、病院がコロナ禍の中で通常よりも月1億円ですから、3月からですから、このまま次の年度までいくと10億円ぐらいは赤字になるかもしれないという状況でございます。国のほうではその手だてをしてくれるのですけれども、手だてが恐らく半分程度ぐらしか手だてされないのではないかと今言われているところで、砂川市としてはその追

加を、あまり数字のことを言うと独り歩きしてしまうので、これ以上は言いませんけれども、厳しい状況にあるというのもご理解していただきたいと。一般の市に来る持続化給付金みたいに市が優先順位をつけながらどこでも使えるという補助金でないものもあるというのもご理解しておいてください。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております5議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時20分